

## 参考資料 2

平成 25 年 2 月 18 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

中部電力株式会社  
代表取締役社長 水野 明久  
社長執行役員

「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書  
についての意見の概要と当社の見解」の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 1 月 13 日に貴知事へ送付した「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書」等について、環境影響評価法第 16 条に基づき縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見をいただきました。

つきましては、環境影響評価法第 19 条に基づき、いただいた意見の概要およびその意見に対する弊社の見解を取りまとめ、「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解」として送付しますので、よろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

送付書類 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書についての  
意見の概要と当社の見解

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 2 月

中部電力株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催 .....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する当社の見解 .....	15

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

平成24年12月14日（金）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

平成24年12月14日（金）付けの下記の日刊新聞紙に公告を掲載した。（別紙1-1, 1-2参照）

- ・朝日新聞（朝刊39面、名古屋本社版）
- ・毎日新聞（朝刊19面、愛知版）
- ・読売新聞（朝刊34面、愛知全県版）
- ・産経新聞（朝刊31面、東海版）
- ・日本経済新聞（朝刊42面、名古屋支社版）
- ・中日新聞（朝刊35面、愛知県内版）
- ・中部経済新聞（朝刊5面）

##### ② インターネットによるお知らせ

平成24年12月13日（木）より当社ホームページに準備書の届出について掲載した。（別紙2参照）

#### (3) 縦覧場所

関係市村庁舎8か所、当社事業場6か所の計14か所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

##### 【関係市村庁舎】

- ・飛島村役場すこやかセンター内 保健福祉課（海部郡飛島村松之郷3丁目46番地の1）
- ・知多市役所 環境政策課（知多市緑町1番地）
- ・名古屋市役所 地域環境対策課（名古屋市中区三の丸3丁目1番1号）
- ・名古屋市港区役所 情報コーナー（名古屋市港区港明1丁目12番20号）
- ・名古屋市港区役所 南陽支所（名古屋市港区春田野3丁目1801番地）
- ・常滑市役所 生活環境課（常滑市新開町4丁目1番地）
- ・東海市役所 生活環境課（東海市中央町1丁目1番地）
- ・弥富市役所 環境課（弥富市前ヶ須町南本田335番地）

【当社事業場】

- ・西名古屋火力発電所（海部郡飛島村東浜3丁目5番地）
- ・知多電力館（知多市北浜町23番地）
- ・本店（名古屋市東区東新町1番地）
- ・港営業所（名古屋市港区当知3丁目2601番地）
- ・常滑営業所（常滑市古社24番地8）
- ・緑営業所（名古屋市緑区大高町字東正地71番地1）

【インターネットの利用による公表】

- ・当社ホームページ上における下記のウェブサイトで準備書を公表した。（別紙3参照）  
<http://www.chuden.co.jp/energy/kankyo/assessment/index.html>

(4) 縦覧期間

- ① 縦覧期間：平成24年12月14日（金）から平成25年1月15日（火）まで
  - ・関係市村庁舎並びに当社事業場のうち本店、港営業所、常滑営業所及び緑営業所については、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（平成24年12月29日（土）から平成25年1月3日（木））を除く。また、知多電力館は、休館日である毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始を除く。
  - ・当社事業場は、縦覧期間終了後も平成25年1月29日（火）まで閲覧可能とした。
- ② 縦覧時間：午前9時から午後4時30分まで

なお、インターネットの利用による公表については、平成24年12月14日（金）午前9時から平成25年1月29日（火）午後4時30分の間で常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

- ① 総数：29名（縦覧者名簿記載者数）
  - ・関係市村庁舎：20名
  - ・当社事業場：9名
- ② 準備書を公表した当該ウェブサイトへのアクセス総数：765回

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、対象事業実施区域の存する飛島村及び知多市の 2 箇所で開催し、説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙 1-1, 1-2 参照)

	開催日時	開催場所	来場者数
飛島村	平成 24 年 12 月 22 日(土) 午後 2 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	飛島村中央公民館 (海部郡飛島村竹之郷 3 丁目 1 番地)	39 名
知多市	平成 24 年 12 月 26 日(水) 午後 6 時 30 分から 午後 8 時 30 分まで	知多市勤労文化会館 (知多市緑町 5 番地の 1)	43 名

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成 24 年 12 月 14 日(金) から平成 25 年 1 月 29 日(火) まで  
(縦覧期間及びその後 2 週間、郵送の受付は当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法 (別紙 4 参照)

- ① 縦覧場所にある意見箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通 (意見の総数 : 181 件) であった。